

部局別措置対象指摘事項一覧表(令和8年8月24日現在)

監査対象部局		当 対	時 象	の 部 局	監 査 実 施 年 度	措 置 対 象 指 摘 事 項		監査結果公表の内容	備 考
総務部									
1	人事課		同左		R8	津市職員福利厚生事業補助金に係る審査の形骸化について		津市職員福利厚生事業補助金の交付確定の決裁においては、津市職員共済組合から提出された実績報告書に添付すべき領収書や実績資料等の添付を欠いたまま、所管部局において決裁がされていた。また、津市職員共済組合では、津市職員福利厚生事業補助金を財源とし認定クラブに助成金を交付しているが、対象経費を認定する際に、体育及び文化クラブの各助成基準に定められた対象経費以外の経費を認定した事例が認められ、所管部局においても同様にこれらを対象経費として認定していた。 所管部局、津市職員共済組合ともに、補助金審査の形骸化が見られることから、改めて助成基準に基づく審査を行うなど、所要の措置を講じられたい。	
市民部									
2	市民交流課		同左		R8	募集要項に定める応募資格の確認について		久居駅東口公共自転車等駐車場の指定管理者募集要項の応募資格として「本社、本店又は営業所、事務所等を市内に有するなど、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる者」と定めているが、指定管理者は市内に事業所等を有しておらず、緊急の対処を要する場合においても当該指定管理者が委託する岐阜県内のサポートセンターが対応することになっている。 現地での緊急対応が可能とは言い難い状態であることから、事故発生時の指定管理者による緊急対応が可能な体制を構築するなど、所要の措置を講じられたい。	
3	市民交流課		同左		R8	第三者委託の是非について		地方自治法第244条の2第3項では、普通地方公共団体は条例に定めるところにより法人その他の団体を当該普通地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせることができる旨を定めており、これにより指定管理者に行政処分を行わせることが可能とされている。 しかしながら、久居駅東口公共自転車等駐車場運営の管理・受付業務においては、指定管理者より一部再委託契約に係る承認申請書が提出され、所管部局は十分な検討を行わないまま漫然と当該一部再委託契約を是とし、これを承認した。 実態として、津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例に定める行政処分を含む業務を指定管理者が直接行っておらず条例に違反した状態であることから、早急に一部再委託業務の是正を行う等、所要の措置を講じられたい。	
4	市民交流課		同左		R8	仕様書に定める管理運営に係る条件の遵守について		久居駅東口公共自転車等駐車場指定管理業務仕様書では「有人管理時間内には管理室に職員を必ず1名以上配置すること」と管理運営に係る条件が付されているが、実態としては、指定管理者の職員が配置されることはなく、一部再委託先が担っていた。 仕様書の規定に違反した状態であることから、所要の措置を講じられたい。	
健康福祉部									
5	健康づくり課		保健センター		H20	貸館事業に係る使用料徴収の統一化について		本市が設置する10保健センターのうち、久居、美杉保健センターを除く8保健センターにおいて貸館事業を行っているが、津市保健センターの設置及び管理に関する条例第7条で使用料を徴収することと定めるのは、芸濃、美里、安濃、香良洲及び白山の5保健センターのみで、中央、河芸及び一志の3保健センターについては、使用料徴収規定がない。同種の貸館事業を行っているにもかかわらず、使用料の取扱いが異なるのは妥当でないことから、これら3保健センターにおいても使用料を徴収することについて検討されたい。	
6	健康づくり課		同左		R7	津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について		津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条において各保健センターの使用許可申請書の提出期間が定められているが、津市芸濃保健センター及び津市香良洲保健センターについては、提出期間外の申請に対して使用を許可しているものが散見された。 各保健センターの使用許可申請期間に整合性がない状況であり、以前にも津市河芸保健センターで同様の指摘がなされていることから、同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。	

監査対象部局		当 対 象 の 監 査 部 局	監 査 実 施 年 度	措 置 対 象 指 摘 事 項		備 考
				要 旨	監査結果公表の内容	
農林水産部						
7	農林水産政策課	同左	R8	鳥獣の捕獲等に係る許可証の返納及び結果の報告について	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を都道府県知事から受けた者は、同条第11項及び第13項に、許可の有効期間が満了したときは、都道府県知事に、交付された許可証を返納しなければならず、また、その日から起算して30日を経過する日までに、当該許可に係る捕獲等の結果を報告しなければならない旨が定められている。 しかしながら、令和5年度及び令和6年度において、津市鳥獣害防止対策推進協議会は許可証の返納及び捕獲等の結果報告を行っていなかった。 今後は、このようなことがないよう、同法を遵守されたい。	
8	農林水産政策課	同左	R8	会計処理規程等の適正化について	津市鳥獣害防止対策推進協議会会計処理規程第2条について、令和4年4月1日に国において新たな鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱が施行されたにも関わらず、規程の改正が行われていなかった。また、同規程第4条に、鳥獣被害防止総合対策交付金の対象経費と、それ以外の会計は、区分して経理する旨が定められているが、区分されていなかった。 さらに、令和6年度において、津市鳥獣害防止対策推進協議会の収支決算書に記載された精算額と、同協議会から三重県知事へ提出された国からの交付金に係る実績報告書の精算額が一致していなかった。 今後は、このようなことがないよう、会計処理規程には、最新の要綱等を反映させて改正するとともに、規程等に基づく適正な事務処理が行われるよう徹底されたい。	
河芸総合支所						
9	地域振興課	同左	R8	要求水準書の遵守について	要求水準書には、指定管理者に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分するものとし、団体(法人)等自身の口座とは、別の独自口座で管理すると規定されているにも関わらず、会計の区分及び独自口座での管理がされていなかった。 また、要求水準書に規定されている自主事業に係る指定管理者の認識不足等、指定管理者の業務体制実態は要求水準書と乖離していた。 所管部局は、確認、指導する機会があったにも関わらず、不適合の認識がなく容認されている現状があるため、改善策を講じられたい。	
美杉総合支所						
10	地域振興課	生活環境課	H18	産業廃棄物不法投棄は正事業について	太郎生地内の産業廃棄物不法投棄は正事業について、三重県の事業費補助があるものの、本年度及び次年度においても相当の市費を投じることとなるが、不法投棄地の所有者であり不法投棄者である者は、これら公費の弁済に係る誓約書を美杉村長(当時)及び三重県知事に提出していることから、本市の負担に係る経費相当額の弁済を求めるため、県当局とも協議され、具体的な措置を講じられたい。	
三重短期大学事務局						
11	大学総務課	事務局	H20	授業料の未収金対策について	授業料の回収について、授業料の納期限後6か月以上納付されない授業料(1件、7万5,000円(平成21年1月14日現在))について、早期に回収するよう努められたい。	
12	大学総務課	同左	R2	実効性ある未収金対策について	短期大学使用料(授業料)については、平成21年3月9日付け監査委員告示第1号において、未収金の早期回収を指摘したところであるが、指摘時の平成20年度末において14万2,500円であった未収金は、令和2年7月31日現在331万7,500円へと大幅に増加していた。この間、漫然と催告書を送付するだけで、実効性のある未収金対策は何らなされていなかった。 督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令第171条の2の規定に基づき、強制執行等の措置をとらなければならないことから、法的手段による実効性ある未収金対策に取り組まれたい。	

監査対象部局		当 対 象 の 監 査 局	監 査 実 施 年 度	措 置 対 象 指 摘 事 項		備 考
				要 旨	監査結果公表の内容	
教育委員会事務局教育総務部						
13	生涯学習課	同左	R8	津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例の遵守について	津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例第16条において、利用料金は当該使用許可の際に指定管理者に支払わなければならないと定めているが、利用当日に利用料金の徴収が行われていた。 また、同条の別表で時間区分ごとの会議施設の利用料金を定めているが、冷暖房設備使用時の加算額の端数処理誤りが多数あり、時間区分と徴収金額が一致しない事例や、条例に定めのないロビーの使用に対して料金を徴収している事例もあった。 さらに、利用当日に冷暖房設備を使用するとして施設の利用申請をした者に対して、冷暖房設備使用時の加算額の徴収をしていない事例が散見されたが、どのような理由により加算がされなかったのか記録が残っていない状態であった。 徴収誤りについて所要の措置を講じるとともに今後は、同条例を遵守した事務を徹底されたい。	
14	生涯学習課	同左	R8	津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について	津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条において、会議施設の使用許可申請書の提出期間が定められており、同規則第8条において、使用許可の取消しを受けようとするときは、使用許可取消届に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならないと定められている。 しかしながら、提出期間外の申請に対して、使用許可を行っている事例が多数あり、規定に依らず使用許可を取り消している事例もあった。 また、同規則において使用許可申請書等の様式を定めているが、異なる様式の申請書を使用していた。 今後は同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。	
15	生涯学習課	同左	R8	給与に係る所得税等の源泉徴収について	毎月、職員に対して勤務日数に応じた給与と広報活動に従事した時間給を支給しているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。 任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、指定管理者は適正な源泉徴収事務を行われたい。	
教育委員会事務局学校教育部						
16	人権教育課	同左	R8	津市人権・同和教育研究協議会事業補助金に係る審査の形骸化について	津市人権・同和教育研究協議会事業補助金交付要綱第3条第1項において、交付の対象となる経費は、飲食に要する費用を除く旨が定められている。 しかしながら、令和6年度に、津市人権・同和教育研究協議会が県外出張を行った際の旅費について、朝食料金を含めた宿泊費全額を補助対象経費と認定した事例が認められた。 補助金審査に形骸化が見られることから、改めて要綱に基づく審査を行うなど、令和6年度の補助金について、所要の措置を講じられたい。	
17	人権教育課	同左	R8	旅費と通勤手当の重複支給に対する補助金の充当について	津市人権・同和教育研究協議会の事務局職員は、通勤手当の支給対象となる場合があるが、令和6年8月分の通勤手当が支給されている職員が、同月内に用務のため、自宅から事務局へ移動したことを理由に、旅費(車賃)を支給されていることが確認された。 職員が勤務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復する経路分に対し、月額固定の通勤手当が支給されるのであれば、自宅と事務局への移動に対し旅費(車賃)を支給することは重複支給に当たり、当該重複支給分を補助対象経費とすることも補助金の使途として妥当性を欠くものである。 令和6年度の補助金について、同様の状況が無いか調査し、所要の措置を講じられたい。	